

「川崎市立小中学校空調設備更新整備等事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問への回答

No	資料名	頁	該当箇所					タイトル	質問	回答
			項							
			↓基本協定書(案)、事業契約書(案) 条 項							
1	入札公告	2	3	(1)	(エ)		複数応募の禁止	協力企業は自身が所属する入札参加者が敗退した場合に、落札した側の入札参加者に加わることは可能でしょうか。	原則として認められません。ただし、構成員又は協力企業から業務を受託する又は請け負う下請企業となることは制限しません。	
2	入札説明書	3	1	(4)	イ		エネルギーの種別	「エネルギー供給における安定性および環境への負荷の観点から」とありますが、2023年5月時点での見通しにて提案という認識でよろしいでしょうか？(ウクライナ侵攻等による原価高騰などはよめないため)	エネルギー供給における安定性及び環境への負荷等については、事業提案書の提出時点において、事業期間中に想定される状況を十分に検討し、本市にとって最適な提案をしてください。	
3	入札説明書	4	2	(1)	ア	(エ)	複数応募の禁止	都市ガスの維持管理の実施は公益企業である東京ガスが実施することになるため、東京ガスがいずれかの入札参加者の構成員及び協力会社になった場合は、必然的に単独入札になるため、公益企業は構成員及び協力会社になりえないという認識でよろしいでしょうか。	本事業で求める業務を実施するにあたり必須となり、特定の企業が独占的に提供している、サービス内容及び価格に差が生じない特定のサービスについては、仮に当該企業が、別の入札参加者の構成員又は協力企業であったとしても、事業を実施することになる事業者(SPC)は当該企業に直接業務を委託し、当該サービスを提供することができるものとします。なお、事業提案書の作成においても、上記の点を前提として作成できるものとします。	
4	入札公告	4	3	(1)	イ	(ア)	m	共通の入札参加資格要件	子会社又は親会社が(オ)から(シ)に該当することとございますが、「e」から「j」に該当することの誤植ではございませんでしょうか。	入札公告を修正します。
5	入札公告	4	3	(1)	イ	(ア)	m	入札参加者における条件	(オ)から(シ)はどのことを指しているのでしょうか？	質問No.4をご参照ください。
6	入札説明書	5	2	(1)	イ	(イ)	d	「空調設備等の維持管理業務」を行う者の要件	様式7-2に記載する維持管理体制の中に、連絡調整等企業が参画する場合、実際空調設備の維持管理を行うものが、「空調設備等の維持管理業務を行うものの要件」を満たしていれば、連絡調整等企業が上記要件を満たす必要のないものと考えてよいのか？	連絡調整等の業務を行う者は、「2(1)イ(ア)共通の入札参加資格要件」を満たすこととします。
7	入札説明書	5	2	(1)	イ	(ア)	o	入札参加者の備えるべき入札参加資格要件	本事業について選定部会の委員に接触を試みた者については入札参加資格を失うとあるが、入札参加者の企業が事業公募前から業務提携していた者が選定委員に選任されている場合、本事業についての問い合わせ、連絡は一切行わないことを条件とした場合、入札参加資格要件は満たすか？(選定部会の委員とは資本面または人事面においての関連はないかつ、業務提携部署は本事業に無関係の場合)	満たすこととします。
8	入札説明書	6	2	(1)	イ	(イ)		参加資格要件	本事業の進捗管理や他の構成員、協力企業等との連絡調整等の業務を行うものについては個別の入札参加資格要件はないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	入札説明書	6	2	(1)	イ			入札参加資格等	協力企業のうち、設計、施工、工事監理、及び維持管理の各業務を行わない企業(連絡調整他、その他業務を行う者)については、参加資格要件(入札説明書6p イ(イ)各業務を行うものに求める入札参加資格要件)や実績調書(様式集2-7~10)の提出は不要の認識ですがよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。様式2-14を修正します。
10	入札説明書	7	2	(1)	イ	(イ)	d	「空調設備等の維持管理業務」を行うものの要件	維持管理業務のうち、アドバイス業務のみを実施する場合でも、業務委託有資格業者名簿への登録が必要でしょうか。	維持管理業務を行う者として、『2(2)d「空調設備等の維持管理業務」を行う者の要件』を満たすこととします。
11	入札説明書	7	2	(1)	イ	(イ)	b (c)(d)	「空調設備等の施工業務」及び「空調設備等の移設等業務」を行う者の要件	「本市の令和5・6年度の工事請負有資格業者名簿において、空調衛生に登録されていること。」とあるが、電気設備工事の立場で参加する場合、貴市の令和5・6年度の工事請負有資格業者名簿において、“電気”の登録業者も参加資格として認めていただけますでしょうか。	電気も認めます。入札説明書を「本市の令和5・6年度の工事請負有資格業者名簿において、空調衛生又は電気に登録されていること。」と修正します。また、これにあわせて、2(1)イ(イ)b(d)について、電気設備の施工の元請としての施工実績を認めることとし、「平成25年度以降に、完成済みの延べ床面積3,000㎡以上の建築物の新築、改修、改築又は増築工事に伴う空調設備又は電気設備の施工の元請としての施工実績を有していること」と修正します。

No	資料名	頁	該当箇所					タイトル	質問	回答
			項 ↓基本協定書(案)、事業契約書(案) 条 項							
12	入札説明書	9	3	(2)				選定の手順およびスケジュール	第2回入札説明書等に関する質問書への回答がR5年8月下旬になっています。提案書提出までに回答を反映できるスケジュールを考慮いただけたらと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	入札説明書	13	4	(1)	コ			ヒアリング審査	ヒアリング審査実施時期と落札者決定が同時期になっていますがヒアリングは確認事項など、必要な場合にのみ開催でしょうか。	ヒアリング審査は、全ての入札参加者を対象に、入札参加者によるプレゼンテーション及び選定部会による質疑への対応を求める予定です。
14	入札説明書	14	4	(2)	ケ			入札の中止等	入札事業者が一事業者の場合でも条件を満たしていれば入札は成立すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	入札説明書	15	4	(3)				入札予定価格	入札予定価格は、総額のみであって施工費、維持管理費等、内容についての制約等はないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	入札説明書	15	4	(3)				入札予定価格	提案上限額は26,672,970,851円とありますが、各年度ごとに設計施工等のサービス対価、維持管理のサービス対価にそれぞれ上限の設定があればご教示願います。(例:他市では市側の年度ごとの支払い額の上限を超えたキャッシュフローを事業者が組み、事業者側での予算振替が発生した事例があります。)	質問No.15をご参照ください。
17	入札説明書	19	7	(6)				事業契約上の地位	構成員は事業契約が終了するまでSPCの株式を保有しておれば、割合等の変更は可能と考えてよろしいでしょうか。	本市の事前の書面による承諾がある場合を除き、行ってはなりません。
18	入札説明書	21	8	(2)				財政上および金融上の支援	貴市が行う交付金申請に係る手続き等に対して必要な協力とは、具体的にどのようなものでしょうか？	壁芯による床面積計測ができるよう壁芯間の距離が把握できて、各距離が表示された設計図書及び工事積算内訳書の作成を求めます。なお、いずれの書類も、設計の完了時の提出書類として位置付けているものです。このことを明確化するため、要求水準書P21「サ 交付金申請手続きの支援」を修正します。
19	入札説明書	21	8	(2)				財政上および金融上の支援	交付金を受け取るために市側で考える要求(または交付金申請先からの要求)が、事業者側の提案内容と異なり、別途費用が発生した場合は貴市負担と考えてよろしいでしょうか？	交付金申請手続きの支援は、事業者からご提案いただくものではありません。そのため、ご質問のようなケースは想定していません。
20	入札説明書	26	1	a	(a)			学校別空調機器設置状況図面	学校別空調機器設置状況図面と現地が一致しない場合はどのような対応をすればよろしいでしょうか。	貸与資料の「学校別空調機器設置状況図面」及び「学校別既存空調機器リスト」のうち、既存の室内機及び室外機の設置状況、更新対象となる室内機及び室外機並びに空調設備等を新設する対象室については、当該資料を正として提案を行ってください。
21	入札説明書	なし						用語の定義	更新対象外設備内「また、事業期間中に本事業とは別に更新又は新設が行われた空調設備等のうち、本事業で維持管理業務の対象となると本市が判断した設備も含まれる。」とあるが、更新または新設に伴い、維持管理費用に変更または追加が発生した場合、協議できると考えてよろしいでしょうか。(例:増額分は貴市負担等)	更新対象外設備数が変動する場合は、「入札説明書別紙5」及び「事業契約書(案)別紙13」の記載に従い、維持管理のサービス対価の改定を行います。
22	入札説明書	なし						用語の定義(協力企業)	本業務の一部をSPC構成企業から委託した場合、その受託企業は協力会社に当たりますか？協力企業にあたる場合、各種必要書類は必要と考えればよいでしょうか？	構成員から業務を受託する又は請け負う企業は、協力企業に該当しないため、各種書類の提出は不要です。
23	入札説明書	なし						用語の定義(協力企業)	SPC設立・運営のために弁護士・税理士・会計士等との契約が必要になりますが、協力企業に含める必要はない認識でよいでしょうか？	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	該当箇所					タイトル	質問	回答
			項 ↓基本協定書(案)、事業契約書(案) 条 項							
24	入札説明書	なし						用語の定義	“事業期間中に本事業とは別に更新又は新設が行われた空調設備等のうち、本事業で維持管理業務の対象となると本市が判断した設備”も維持管理対象に含まれるとありますが、入札後追加となった場合は、貴市負担で追加費用が発生する認識で宜しいでしょうか。	質問No.21をご参照ください。
25	入札説明書							用語の定義	協力企業について、特定目的会社から直接受託ではなく、構成企業からの受託とする形としてもよいでしょうか？	構成員から業務を受託する又は請け負う企業は、協力企業に該当しません。
26	入札説明書							業務実績の要件について	市内業者活用の観点から、設計、施工、工事監理、及び維持管理の各業務を行う、入札参加資格要件の各業務実績の要件を満たしていない企業も協力企業として認めていただけますでしょうか？ または、各業務実績の部分について緩和いただくことを検討いただけないでしょうか。	各業務を行う者に求める入札参加資格要件を満たさない者の参加は認められません。なお、「空調設備等の施工業務」及び「空調設備等の移設等業務」を行う者の要件については、質問No.11を参照してください。その他の要件については、原案のとおりとします。
27	入札説明書別紙1	22	1、2					小学校の対象校 / 中学校の対象校	更新対象外設備対象のみ(維持管理のみ計画されている)の学校の29校は、どのような基準で選定されたか、29校それぞれに対して理由をご教示ください	本事業での整備は行わず、維持管理業務のみを行う対象校は、再生整備工事が本事業の設計・施工期間と重複するため、再生整備工事にて空調設備等の更新を行う学校のほか、近年空調設備等の更新が行われた学校です。
28	入札説明書別紙3	28	1	(1)				現地見学会	現地見学会については、全て参加ではなく一部の参加でも可能でしょうか。	可能です。ただし、本市は各入札参加者の参加状況を把握します。
29	入札説明書別紙4	31	3	(2)				個別対話事項の提出	個別対話事項書を提出以降に、確認事項等が発生した場合は当日に確認することは可能でしょうか。	原則として確認事項は、事前に提出してください。やむを得ず、当日確認を行う場合は、制限時間等を踏まえ、より有意義な対話ができるよう、ご配慮ください。
30	入札説明書別紙5	32	1					サービス対価の構成	事業期間を通じて生じる特別目的会社運営に係る費用等については、設計・施工期間中であっても維持管理のサービス対価に含めるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	入札説明書別紙5	32	2	(1)				サービス対価の支払方法	特別目的会社設立に係る費用など事業当初にかかる費用については設計・施工等のサービス対価として、初回にいただける、もしくは、施工期間で分割していただけるのどちらと考えるとよろしいでしょうか。	設計・施工等のサービス対価として初回の支払時期に支払います。事業契約書(案)P103 別紙11も参照してください。
32	要求水準書	2	1	(5)				事業範囲	空調設備等が未設置の対象室における空調設備等の新設、対象室における一部の更新対象外設備の別の対象室への移設とありますが、対象範囲は明確になっておりますでしょうか。	「空調設備等が未設置の対象室における空調設備等の新設」を行う対象室については、貸与する資料のうち事業対象設備資料に示しています。 「対象室における一部の更新対象外設備の別の対象室への移設」を行う対象室については、設計・施工期間に本市が指定するもので、入札時点では決まっています。そのため、事業提案書の作成及び入札価格の積算にあたって加味する必要はありません。
33	要求水準書	2	1	(3)	2	オ	(5)	事業範囲	“対象室における一部の更新対象外設備の、別の対象室への移設”とありますが、移設元の対象機器と移設先について、対象室と移設時期含め詳細を入札前に指定いただけますでしょうか	質問No.32をご参照ください。
34	要求水準書	3	1	(3)	2	オ	(7)	整備計画の策定	“本市が対象校の整備を行う年度の変更を求めた場合は、それに従うものとする”とあるが、貴市起因の変更・遅延を起因として、対象校の整備年度に変更が生じ、キャッシュフローが崩れた場合、事業費用の増額分は、市負担と考えて宜しいか	現時点では、対象校の施工年度を変更することは想定していませんが、生じた場合は、個別の状況に応じて協議を行います。

No	資料名	頁	該当箇所					タイトル	質問	回答
			項 ↓基本協定書(案)、事業契約書(案) 条 項							
35	要求水準書	4	1	(8)	ウ			その他	「太陽光発電設備の設置を予定」とありますが、工事内容や工期をお示ください。	太陽光発電設備が設置可能な場所は屋上又は屋根とし、蓄電池設備の設置場所は民間事業者の提案に基づき設置される予定で、工事内容も民間事業者の提案に委ねられます。工期は、令和5年度から令和8年度の期間となる予定です。詳細な仕様は、令和5年6月下旬～7月上旬頃に公表される予定です。
36	要求水準書	4	1	(8)	ウ			その他	PV設置予定を考慮しながら、各業務を実施することあるが、考慮しながら、とはどの範囲か？工事への配慮か、機器選定に関する配慮か。発生しうる具体的な項目を教えてください。	受変電設備改修を行う場合のスペース確保、施工業務における作業時期の調整等、主には設計業務及び施工業務における配慮を想定しています。
37	要求水準書	4	1	(3)	2	オ	(8)	ウ	”電力購入契約の手法により、設置可能な全ての学校の屋上に太陽光発電設備の設置を予定していることを考慮し”とありますが、設置予定対象校の提示は該当年度の施工計画提出期限前にいただけるか。	太陽光発電設備の設置予定対象校は、事業者の公募時に提示しますが、実際に設置する学校は令和5年度から令和8年度の期間内(予定)にて詳細調査を実施後に決定します。そのため、随時、両事業間で協議・調整し、事業を進める必要があります。
38	要求水準書	4	1	(3)	2	オ	(8)	ウ	”電力購入契約の手法により、設置可能な全ての学校の屋上に太陽光発電設備の設置を予定していることを考慮し”とありますが、該当校の空調機の新設設計前に、対象校及び該当屋上の提示がなく、かつ設計後に該当屋上が使用できないと判明した場合、設計変更に伴う費用負担は市側の認識で宜しいか	新設においては、「室外機は原則として地上設置とし、屋上及び外壁等校舎に荷重をかけることは不可」としていることから、ご質問のケースが生じることは想定していません(要求水準書P13参照)。
39	要求水準書	4	1	(8)	ウ			その他	太陽光発電の電力は、オンサイトPPA契約となるのか？	オンサイトPPA契約となる予定です。
40	要求水準書	4	1	(8)	ウ			その他	太陽光発電の電力は、どのような使用用途に用いられるのか？	太陽光発電設備により発電した電気は、学校で最大限自家消費し、余剰電力は事業者が売電する予定です。学校での自家消費先については、特定の使用用途を想定していません。
41	要求水準書	4	1	(8)	ウ			第三者の使用	「設計、施工、工事監理及び維持管理の各業務を行うにあたって、構成員及び協力企業以外の第三者を使用する場合、事前に本市に届け、その承諾を得ることとする。」とあるが、第三者の承諾は、以下の書面の提出をもって、完了という考えでよいか。 ・設計:設計体制表 ・施工:施工体制台帳 ・工事監理:工事監理体制表 ・維持管理:維持管理体制表	第三者を使用する場合は、それぞれの業務において事前に第三者の使用に係る届出の提出を別途求めます。本市は、当該届出を確認の上、承諾します。第三者が更に第三者を使用する場合も同様です。なお、ここでいう「第三者」とは構成員又は協力企業から業務を請け負う又は受託する者をさします。
42	要求水準書	6	2	(1)	イ			業務期間	「契約締結日から各対象校における施工開始までの間」とは、施工開始前いつまでに設計が完了していればよろしいでしょうか？	各対象校の施工年度の前年度中に完了してください。
43	要求水準書	7	2	(1)	キ			業務の報告及び書類・図書等の提出	”なお、設計に関する書類・図書等の著作権は本市に帰属する”とあるが、補助金等交付金申請のための当該手続きに必要な資料の提供においては、提出書類を使用可の認識で宜しいか	本市に提出する書類は、本市が行う交付金申請に係る手続きに使用できるように作成してください。提出された書類は、本市の判断により使用します。
44	要求水準書	7	2	(2)	ア			環境負荷低減への配慮	運用にかかる費用の負担軽減とは、燃料費という認識でよいか？	運用にかかる費用の負担軽減の対象として、主にはエネルギー費用が想定されますが、それに限りません。
45	要求水準書	7	2	(2)	ア			環境負荷低減への配慮	二酸化炭素排出量は、燃料種別排出係数排出係数により算出されるという認識でよいか？	本入札において、二酸化炭素排出量を算出することは想定していません。ただし、事業者による排出量を算出した提案を妨げるものではありません。

No	資料名	頁	該当箇所					タイトル	質問	回答
			項 ↓基本協定書(案)、事業契約書(案) 条 項							
46	要求水準書	8	2	(2)	イ			新設等設備の性能(効率性、快適性、操作性、安全性への配慮)	”機器設置完了後において問題が発生した場合には、その対処方策について検討し、本市と協議し、対処に当たるものとする”とあるが、騒音・振動地等のメーカー提示値が、新設・既設共に同等であった際の申し出時の対処費用については、別途協議の認識でよろしいか。	状況によって、メーカー提示値が同等であることのみが判断の根拠とするのに適切とは限らないため、費用等の取扱いについては、個別の状況に応じて協議を行います。
47	要求水準書	8	2	(2)	エ			フレキシビリティへの配慮	”改修・改築工事に伴い工事対象外の諸室において空調環境の中断が生じないように配慮する”とありますが、改修・改築工事に伴う全館停電等1次側電源の事由による空調環境の中断は該当文言の考慮外とする認識でOKか。	空調環境の中断が、全く生じないことを求めるものではありませんが、極力影響が小さくなるよう配慮してください。
48	要求水準書	8	2	(2)	イ			新設等設備の性能(効率性、快適性、操作性、安全性への配慮)	「学校関係者等の利用者に対し、快適で健康的な室内環境を提供することに配慮する。」とあるが、健康的などは具体的にどういうことを意図しているのか？	例えば、外気条件が過酷な状況においても、脱水症状や熱中症の恐れがない、室内環境が提供されることを期待しているものです。
49	要求水準書	9	2	(3)	ア	(ア)		対象室	対象室をパーティション等で間仕切り、将来使用することが想定される場所をご提示されるところでよろしいでしょうか。	入札時点では未定であり、事業期間中に提示します。その場合の費用負担等は協議を行います。
50	要求水準書	9	2	(3)	ア	(ア)		共通事項	あと施工アンカーに、おねじ形メカニカルアンカーを使用する場合、引抜強度試験は不要という理解でよろしいでしょうか。	新たに打設する場合は不要です。一方、既設を使用する場合は必要です。
51	要求水準書	9	2	(3)	ア	(ア)		共通事項	冷媒管とドレン管の保温について、更新対象設備で冷媒配管を再利用する場合には、保温材の仕様に加えてカバーの仕様も既設に合わせるという理解でよろしいでしょうか。	必ずしも合わせる必要はありません。既設の状況を踏まえて適切な仕様とすることとします。
52	要求水準書	9	2	(3)	ア	(ア)		共通事項	対象室内の気流や温度分布に十分配慮した台数の室内機及び全熱交換器を、適切な位置に設置するものとする。ただし、対象室がパーティション等で間仕切りをして使用されている、又は将来使用することが想定されている場合は、間仕切りにより区切られた各空間に1台以上の室内機及び全熱交換器の設置を行うこととありますが、対象範囲は明確になっておりますでしょうか。	質問No.49を参照してください。
53	要求水準書	9	2	(3)	ア	(ア)		共通事項	「将来使用することが想定されている場合」はいつまでの計画時期のものを反映すれば宜しいでしょうか。	質問No.49を参照してください。
54	要求水準書	10	2	(3)	ア	(ア)		共通事項	新設等設備の室内機及び室外機に設置する、色分シールと識別番号の標示について、想定している仕様があればお示しください。	特にありませんが、わかりやすく、事業期間を通して、使用し続けることができるものとしてください。
55	要求水準書	10	2	(3)	ア	(ア)		共通事項	「設計業務において支障が出る対象設備を特定し」とあるが、特定されない場合はどのような解釈でしょうか。	支障が出る対象設備がない場合は、存在しないことを本市に報告してください。なお、報告がなかったものについては、本市は費用負担しません。
56	要求水準書	11	2	(3)	ア	(イ)		いたずら防止	いたずらなどにより機器の修理などが必要になった場合の費用は請求できると考えてよろしいでしょうか。	事業契約書(案)第43条に該当する場合は、ご理解のとおりです。
57	要求水準書	11	2	(3)	ア	(イ)		更新に関する事項	露出している既存冷媒配管について、「再利用が可能と判断」されるに至る、客観的な判断基準があればお示しください。	事業者の判断に委ねます。なお、再使用は全て事業者の責任において行うものであり、事業者は本市に対して、既存設備を再使用せず、新規に設備を設置する場合と同様の責任を負うものとなることに留意してください。
58	要求水準書	11	2	(3)	ア	(イ)		更新に関する事項	「再使用する冷媒配管の保温及び断熱並びにドレン管の保温は～」再使用する全ての範囲を示すものと考えて宜しいでしょうか。(隠蔽されてるシャフト内の縦管等まで含まれますか?)	要求水準書P11に記載のとおり「再使用する冷媒配管の保温及び断熱並びにドレン管の保温は、公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)と同等の性能を満たしていない場合でも使用することができる」のは、再使用する冷媒配管の全てに該当します。

No	資料名	該当箇所						タイトル	質問	回答
		頁	項 ↓基本協定書(案)、事業契約書(案) 条 項							
59	要求水準書	11	2	(3)	(イ)			更新に関する事項	「当該冷媒配管の再使用が可能と判断された場合は、本市及び学校と協議を行い、配管洗浄等”の措置を講じたうえで、再使用してもよいものとする」とあるが、用いるリプレース用機器に配管洗浄と同等の機能がある場合には、別途配管洗浄は行わなくてよいという認識でよいか。	事業者の判断に委ねます。なお、露出している既存冷媒配管については、再使用は全て事業者の責任において行うものであり、事業者は本市に対して、既存設備を再使用せず、新規に設備を設置する場合と同じ責任を負うものとなることに留意してください。
60	要求水準書	12	2	(3)	ア	(イ)		更新に関する事項	新設等設備に使用するエネルギーは必ずしも更新対象設備の室外機に合わせる必要はない、とありますが、新設の空調エネルギーを選定するにあたり、考慮すべき事項と優先順位をご教示ください。	本事業の目的、本事業及び各業務の基本方針並びに要求水準等を踏まえて、本市にとって適切なご提案をいただけることを期待しています。
61	要求水準書	12	2	(3)	ア	(ウ)		新設に関する事項	電気方式による空調導入校において、「デマンドコントロールを実施する場合」とありますが、デマンドコントロールを実施する対象校をお示し下さい。	ご提案に委ねます。
62	要求水準書	13	2	(3)	ア	(エ)		移設に関する事項	更新対象外設備のうち、本市が指定する室外機、室内機、全熱交換器及びリモコンスイッチ等を、本市が指定する対象室に移設することとありますが、対象範囲は明確になっておりますでしょうか。	ご質問の対象室については、設計・施工期間に本市が指定するもので、入札時点では決まっています。そのため、事業提案書の作成及び入札価格の積算にあたって加味する必要はありません。質問No.32もあわせてご確認ください。
63	要求水準書	13	2	(3)	ア	(エ)		移設に関する事項	移設先での設置方法で、移設する既存機器性能が発揮できないと判断できた場合、設置方法等を協議できるものと考えてよいか。(例:配管長が長くなった場合、室内外機間の高低差が変更になった場合等。)	ご理解のとおりです。本市が更新対象外設備を移設の対象室を指定するにあたっては、事前に課題等を把握し、移設可能な方法を優先させるよう判断することを想定しています。
64	要求水準書	14	2	(3)	ア	(エ)		移設に関する事項	「PCB含有調査」の事前調査結果はありますか。	調査結果がある対象校については、事業実施段階に、必要に応じて提供します。
65	要求水準書	14	2	(3)	ア	(エ)		移設に関する事項	「移設する室内機が、他の室内機と同一系統の配管で接続されており、当該系統の他の室内機が更新対象設備又は更新対象外設備である場合、当該室内機の移設により他の室内機の運転に支障が生じないように行うものとする。」と記載があるが、移設する室内機側の室外機がないため、移設する室内機は撤去と読み替え、移設後の教室に新たに空調機を新設するという解釈でよいか。	実質的に室内機の撤去に該当する場合は、本項を「移設する室内機」の撤去について定めたものとして扱います。ただし、質問の「移設後の教室に新たに空調機を新設する」ことを、本項目で定めるものではありません。
66	要求水準書	15	2	(3)	ウ			計量器の設置	GHPの室外機のエネルギーデータ収集はガスのみでよいのか。電力消費量も必要か。	GHPの室外機においては、少なくともガス消費量は必ず計測してください。電力消費量は、必須としません。
67	要求水準書	15	2	(3)	イ			運転管理方式	「集中管理コントローラー上の表示と各教室名称との対応表を作成し、集中管理コントローラーの近傍に標示することとする。」とあるが、集中管理コントローラー上で各教室名称と空調機の対応が取れる場合には、別途対応表の作成は不要と考えてよいか？	結構です。ただし、教室名称の変更に応じて、集中管理コントローラー上に表示される各教室名称を事業者にて変更してください。
68	要求水準書	16	2	(3)	エ			エネルギーの供給に必要な設備	液化石油ガスの供給はガスボンベかバルクのどちらを想定されていますか。	ご提案に委ねます。現地の状況を踏まえて、ご提案ください。
69	要求水準書	16	2	(3)	エ			エネルギーの供給に必要な設備	液化石油ガスの設置容量は提案によるという理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
70	要求水準書	16	2	(3)	カ			その他	「新設等設備の移設等を行う際に、移設・復旧が速やかに可能となるよう配慮する。」とはいつまでの計画時期のものを反映すれば宜しいでしょうか。	新設等設備の移設等は、事業期間を通して生じる可能性があります。
71	要求水準書	18	3	(1)	ウ	(ア)		技術者及び補助員について	専任で配置する技術者は、事業を通して1名選任すればよいという理解でよろしいですか。	ご提案の体制に応じて、適切に配置してください。
72	要求水準書	18	3	(1)	ウ	(ア)		技術者及び補助員について	対象校ごとに配置する補助員は、複数の学校を兼任出来ると理解しておりますが、同時に何校までの兼任を認められますか。	ご提案に委ねます。ご提案の体制に応じて、適切に配置してください。

No	資料名	頁	該当箇所					タイトル	質問	回答
			項 ↓基本協定書(案)、事業契約書(案) 条 項							
73	要求水準書	19	3	(3)	イ			現場作業日・作業時間	施工可能時間:8:30~17:00、休日不可と記載されているが維持管理側には何も記載がない。作業時間に制限があれば教えてほしい。	施工業務の現場作業日・作業時間と同様、原則として、作業可能日は土曜日、日曜日、祝日を除く平日とし、作業時間は、原則午前8時30分~午後5時00分までとします。学校と調整の上、実施してください。
74	要求水準書	21	3	(3)	ケ			試運転調整	要求水準書には”試運転調整を行うこととする”と記載があるが、事業契約書には、”必要に応じて”と記載があるが、どちらが正か	試運転調整は実施してください。なお、事業契約書(案)の記述は、試運転調整について定めたものではありません。
75	要求水準書	21	3	(3)	ケ			試運転調整	室温の測定とありますが、カーテンを閉めた状態で測定可能という認識でよろしいでしょうか？(計測器への直接の日射を防ぐため。)	カーテンは開けた状態で測定することとします。
76	要求水準書	21	3	(3)	ケ			試運転調整	「維持管理業務を遂行するにあたっては、必要な有資格者等を担当技術者として配置し、業務着手前に本市の承認を得ることとする。」とあるが、直接の機器点検保守修理業者は有資格者とするが、市や学校への連絡調整緊急駆け付け等を行う窓口会社は有資格者でなくともよいか。	ご提案される空調方式や業務内容等を踏まえて、維持管理を行う企業については、法令等に沿った、適切な有資格者の配置及び対応としてください。
77	要求水準書	22	3	(3)	セ			その他	アスベストに関して、市の調査資料がありましたらご開示ください。	事業実施段階において、必要に応じて提供します。
78	要求水準書	22	3	(3)	ス			建設副産物の取扱い等	更新及び移設等にあたって、銅管等の有価物が発生した場合、有価材処分とするとありますが、室外機、室内機等も含まれるのでしょうか。	室外機、室内機等は含みません。
79	要求水準書	22	3	(3)	セ			その他	アスベストについての記載中でアスベスト含有建材が使用されている可能性がある場合には関係法令、規則等を遵守して施工を行う事とありますが、川崎市で調査済みの学校についての開示は応札前にいただけますでしょうか。	質問No.77をご参照ください。
80	要求水準書	22	3	(3)	セ			その他	アスベスト調査済みの学校についての開示の結果、不含有と判断できた場合は、本事業での調査は不要と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
81	要求水準書	24	4	(1)	ウ			工事監理者の配置	工事監理者の資格要件は「2・(1)・ウ・(イ)設計担当者」に示す資格要件に準じることとする。と記載されていますが、工事監理者は、設計の管理技術者・設計担当者と兼務することが可能でしょうか。	可能です。ただし、業務に対応できる十分な体制を確保してください。
82	要求水準書	25	4	(3)	エ			エネルギーの供給に必要な設備	変圧器は、対象校にある既存負荷設備(照明、エアコン、ヒーター、ポンプ、調理器具(冷凍冷蔵庫等)、換気機器、OA機器等)を調査とあるが、現状の変圧器の運用状況を把握することがより確実な方法であると考えますので、1年~3年程度の計測データを提供頂くことは可能でしょうか。	提供可能な資料を追加で貸与します。
83	要求水準書	26	5					所有権移転業務の要求水準	各年度に施工を行う対象校毎に引き渡しを行うことと記載がございますが、更新対象設備のみを引渡しするなど部分引渡しはないものとして宜しいでしょうか。	ある対象校で、同一施工年度に整備を行う新設等設備及び移設に係る更新対象外設備を、部分的に引渡すことは認めません。 なお、更新対象設備は、引渡しの対象になりません。
84	要求水準書	27	6	(1)	ア			業務の範囲	「新設等設備の“設置時”の機能及び性能等を常に発揮できる最適な状態に保ち、利用者が安全かつ快適に利用できるような品質、水準を保持するための維持管理業務を行うこととする」とありますが、可能な限り性能維持のための維持管理業務は行っている上で、経年劣化しても要求水準の室内環境を満たせば性能を発揮できているという認識でよろしいですか？	ご理解のとおりです。
85	要求水準書	30	6	(3)	ア			一般的要件	「計測器材」とあるが、室温、騒音等の計測を行う器材に指定及び仕様はあるか。	JIS規格に準拠した器材を用いることとします。

No	資料名	頁	該当箇所					タイトル	質問	回答
			項 ↓基本協定書(案)、事業契約書(案) 条 項							
86	要求水準書	31	6	(3)	ウ			保全	フィルター清掃は現地で清掃作業可能か(洗い場、乾燥場所など)	学校から許可を得た場合に限り、現地での清掃作業を可能とします。ただし、原則として屋外の洗い場を使用するものとします。
87	要求水準書	32	6	(3)	カ			法定点検	本事業はBTOとなる為、フロン排出抑制法に基づくフロン管理者は貴市という認識で宜しいでしょうか。	フロン排出抑制法第2条の「管理者」は、本市とのご理解のとおりです。
88	落札者決定基準	3	2	(6)	イ			選定部会の意見の扱い	落札者は選定部会が提示した意見を、事業の内容に反映させるために、可能な限り配慮しなければならないとございますが、この反映により維持管理業務に係る業務水準の向上が見込まれる場合は、貴市と協議の上、業務水準を変更することができるとの理解でよろしいでしょうか。 また、当該変更により、落札者の業務に係る費用が増額した場合は、サービス価格の支払額も増額していただけたとの理解でよろしいでしょうか。	「業務水準」は「事業契約書(案)P3第1条(30)」記載のとおりであり、選定部会の意見については業務水準に含まれませんが、最大の配慮をもって意見を踏まえた業務を遂行することを求めます。
89	落札者決定基準	3	2	(6)	イ			選定部会の意見の扱い	選定部会の提案内容により工期・価格・仕様に影響する場合は、別途協議と考えて宜しいですか。	選定部会の意見への対応にあたり、本市が必要と認める場合には、協議を行います。
90	落札者決定基準	8	6					落札者の決定	評価については内容点、価格点合計の総合評価点のみで選定と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
91	様式集	5	1					記入要領	添付書類については、指定以外のものは提出しないこととございますが、事業者間協定書や融資確約書等、提案内容の確証となる書類の添付も不可という理解でよろしいでしょうか。	入札参加資格確認申請に関する書類の一部として添付書類については、様式2-7から様式2-13に添付する書類及び様式2-14で指定する書類以外は提出しないこととします。なお、様式2-14は「添付書類提出確認書」と修正します。一方、事業提案書の添付資料として、ご質問の事業者間協定書や融資確約書等、提案内容の確証となる書類を添付することは妨げません。
92	様式集	5	2					記入要領	構成員及び協力企業以外の下請け企業等についても、社名は記載できないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
93	様式集	5	2					作成上の留意事項	事業提案書には、金融機関名も含め、社名やグループ名等、提出者を特定できるような記載は一切行わないこととございますが、これには実績を示す案件名も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	社名やグループ名等、提出者を特定できるような記載が無ければ、実績を示す案件名を記載することを妨げるものではありません。
94	様式集	5	1					記入要領	添付書類については、指定以外のものの提出は不可とされております。「3 入札時、入札辞退時の提出書類」に明記されていない、業務引受確約書や協定書、株主間契約書等の書類の添付も不可という理解でよろしいですか。	質問No.91をご参照ください。
95	様式集	27						提出書類について	川崎市発注の別事業では、川崎市工事請負有資格者名簿に登録されている構成員については、印鑑証明書・商業登記簿謄本の写し・納税証明書・財務諸表等の提出は不要としている入札事案もございます。本事業においても各構成企業・協力企業の上記書類の提出を免除いただくことは可能でしょうか。	構成員及び協力企業は、業務委託有資格業者名簿又は工事請負有資格者名簿に登録されているか否かにかかわらず、担当する業務に応じて、様式集において求めている、全ての書類を提出してください。
96	様式集	27						提出書類について	添付資料提出確認書における、2企業単体の利益処分案について、株主資本等変動計算書の提出でよろしいでしょうか。	利益処分案又は株主資本等変動計算書の提出は不要です。様式を「2 企業単体の貸借対照表、損益計算書」と修正します。
97	様式集	27						提出書類について	添付資料提出確認書における、6法人納税証明書、7消費税納税証明書についてはその3の4の提出でよろしいでしょうか。	「6 法人税納税証明書」及び「7 消費税納税証明書」については、納税証明書その3の3で結構です。
98	様式集	27						提出書類について	添付資料提出確認書における、8市税完納証明書について、市税納税証明書(川崎市競争入札参加資格審査申請用)でよろしいでしょうか。	「市税納税証明書」又は「市税完納証明書」を提出してください。様式集を「8 市税完納証明書 又は 市税納税証明書」と修正します。

No	資料名	頁	該当箇所					タイトル	質問	回答
			項 ↓基本協定書(案)、事業契約書(案) 条 項							
99	様式集	27						提出書類について	添付資料提出確認書における、11業務実績を証明できる資料について、施工実績調書・工事監理実績調書・維持管理実績調書に添付する契約書の写し等と同一のものでよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
100	様式集	様式4-3						様式4-3	設計・施工等のサービス対価の「設計業務費」「工事監理業務費」「所有権移転業務費」についても、各校ごとの費用算出が困難な場合は、まとめて記入してもよろしいでしょうか。	様式に記載のとおり、対象校ごとに費用算出をし、記載してください。
101	様式集	様式4-3						様式4-3	まとめて「(その他諸経費)」欄に記入してもよいとございますが、例えば、維持管理のサービス対価のその他諸経費であれば、1殿町小学校の欄に全額を記入する形でよろしいでしょうか。	まとめて記載する場合、様式に記載のとおり、「(その他諸経費)」の欄(様式4-3の165行目)に記載してください。
102	様式集	様式4-3						様式4-3	1円未満の端数の切り捨てにより、総額との不一致が生じる場合の調整は、事業者の任意にてよろしいでしょうか。	「(その他諸経費)」の欄において、調整を行ってください。
103	様式集	様式5-8						様式5-8	1円未満の端数が生じる場合は切り捨てにより円単位で記入すればよろしいでしょうか。また、それに伴い総額との不一致が生じる場合の調整は、事業者の任意にてよろしいでしょうか。	最終の支払時期である令和23年3月末において、調整を行ってください。
104	様式集	様式5-8						様式5-8	消費税及び地方消費税相当額は、設計・施工等のサービス対価と維持管理のサービス対価、それぞれの総額に対して消費税率を乗じて計算するのではなく、各サービス対価の支払回ごとに計算するという理解でよろしいでしょうか。総額に対して消費税を計算する場合と、各回の消費税の合計とでは端数処理による差が生じるため確認させていただきたく存じます。	消費税及び地方消費税相当額は、設計・施工等のサービス対価及び維持管理のサービス対価のうち税抜金額の合計に対して消費税率を乗じて計算してください。各支払時期のサービス対価の税抜金額に対して消費税率を乗じて計算することによって生じる端数は、最終の支払時期である令和23年3月末において、調整を行ってください。
105	様式集	様式5-9						対象室数の変更に伴うサービス対価改定に係る変更単価表	【作成要領】に、室内機及び全熱交換器の維持管理のサービス対価に係る変更単価が、機器によらず一律の場合は、「6 室内機及び全熱交換器の共通変更単価」の項目に、それぞれ金額を入力することとございますが、EHP室外機及びGHP室外機につきましても、メーカー問わず能力が同等の場合は、共通変更単価の採用をご検討いただけないでしょうか。	室外機において、機器によらず同額の変更単価を用いる提案を行う場合は、「3 EHP室外機」及び「4 GHP室外機」の「維持管理のサービス対価に係る変更単価(円/台/年、税抜)」の欄に同額を記載してください。
106	様式集	様式8-2						最大電流値	貸与資料から現状の変圧器の最大電流値が判断できないため、様式8-2の作成にあたって、最大電流値の記載は事業者による推定値として宜しいでしょうか	現状の変圧器のデマンド値が把握できる資料を追加します。ただし、一部の変圧器については、計測値が存在しないため、事業者において推定してください。なお、追加でお示しする資料は参考として、変圧器改修の要否は事業者の責任により判断することとし、仮に事業実施時に容量が不足する等の不具合が生じた場合は、事業者の負担により対応を行うこととします。
107	様式集	様式8-2						最大電流値	前述(No.119)の質疑において追加資料の提出を求めています。追加資料がいただけない場合は、現状の変圧器の最大電流値が判断できないため、様式8-2の作成にあたって、最大電流値の記載は事業者による推定値として宜しいでしょうか	質問No.106を参照してください。
108	様式集	様式8-4、8-5-2						作成要領	様式8-4、8-5-2は学校ごとに個別のファイル名をつけて作成する方法でよろしいでしょうか。(対象校の数だけファイルが作成されます)	整備対象校毎にエクセルファイルを作成し、整備対象校の数だけファイルを作成してください。なお、シート間の関係性から、少なくとも「様式8-3」、「様式8-4小」、「様式8-5-1小」、「様式8-7-1小」及び前提条件シートの各シートを小学校分、「様式8-3」、「様式8-4中」、「様式8-5-2中」、「様式8-7-2中」及び前提条件シートの各シートを中学校分として、整備対象校毎に一つのファイルに含めて作成してください。

No	資料名	該当箇所						タイトル	質問	回答
		頁	項 ↓基本協定書(案)、事業契約書(案) 条 項							
109	様式集	様式8-5-1、8-5-2						エネルギー費用の算定	電力料金の従量料金には燃料費等調整単価が含まれていない(6.27円/kWhは燃料費等調整単価ではない)が、都市ガス料金の従量料金には単位料金調整額が含まれている(2023/3検針分および2023/5検針分の単価を使用することとされている)。試算条件を公平にするため、かつ、エネルギー原料価格の変動が激しい時期であることを考慮し、都市ガス料金の従量料金を、特定の検針月の単位料金ではなく、基準単位料金を用いて算定するようにすべきではないか。	様式8-5-1及び8-5-2の該当箇所を修正します。
110	様式集	様式8-5-1小、8-5-2中						計算式の修正依頼	様式8-5-1,2において、53行C列の都市ガス消費原単位は、単位冷暖房能力当たりの消費ガス量を示しているものと見受けられます。以降で、ガス使用量(m3)を月別負荷(MWh)×1000×上記原単位(m3/kW)にて算定していることから、53行E列の単位は(m3/kW)ではなく(m3/h/kW)が正と考えられます。53行F～O列の都市ガス消費原単位算定式を確認するに、単位換算漏れ(時間単位合わせ3600)がありましたので、下記修正をお願い致します。 算定式↓ 消費ガス量X(kw)/熱量換算係数45(MJ/m3)／冷暖房能力Y(kw)は、 Kw=1000J/s、MJ=1000000Jより、 X(kw)/45(MJ/m3)／Y(kw)は、 =1000X(J/s)/45000000(J/m3)／Y(kw) =X/45000(m3/s)／Y(kW) =3600*X/45000(m3/h)／Y(kW) =3.6*X/45(m3/h)／Y(kW) ※LPガス側の算定式も同様の漏れがある為、合わせてご対応お願い致します。	様式8-5-1及び8-5-2の該当箇所を修正します。
111	様式集	様式3	B5セル					【作成要領及び注釈】	”室内機・EHP用、室内機・GHP用、EHP室外機及びGHP室外機ごとに、機器仕様書、カタログ等に掲載の機器の能力、電力消費量、待機電力消費量”とありますが、メーカー公開資料に記載のない数値については、各メーカーへの問合せ結果を以て入力して宜しいか	結構です。
112	様式集	様式5-7						様式5-7	DSCRの算定にあたり、劣後ローンによる調達等で内容的に資本金と同等にみなせるものについては計算に含めないという理解でよろしいでしょうか。	結構です。
113	様式集	様式5-7						様式5-7	実際の支払いベースでDSCRを算定する場合、SPCに資金が潤沢にあり収支上問題がないにも拘わらず、一時的にDSCRが悪化する場合がございます。通常金融機関ではSPCの債務返済能力を合理的にみるため、各口座への振替ベースで算定されるDSCRを財務制限条項としております。本DSCRの計算についても、各口座への振替金額をベースに計算しても構いませんか。	各口座への振替金額をベースとしたDSCRを計算する場合は、実際の支払いをベースとしたDSCRと、両方を記載してください。なお、その場合、各口座への振替金額もあわせて記載してください。
114	様式集	様式5-7						様式5-7	経営指標については、小数点第3位以下を四捨五入し、小数点第2までを記載すればよろしいでしょうか。	小数点第4位以下を四捨五入し、小数点第3位までを記載してください。
115	様式集	様式8-7-1						【作成要領】	様式8-7-1下部の入力項目、「ピーク時負荷」の計算定義を明示してほしい。	ご提案に委ねます。ただし、事業者によって示されたピーク時負荷に基づいて選定された空調設備の能力では、要求水準を満たさないことが生じた場合には、事業者の負担により対応することに留意してください。
116	様式集	様式8-7-1小様式8-7-2中	B7セル					【作成要領】	”本様式のピーク時負荷は、様式8-5-1「学校別エネルギー等積算表(小学校)」に反映させ、整合させること。”とあるが、“様式8-5-1小”のF29、K30、T29、Y30セルのそれぞれ黄色ハイライト部への入力を指す認識で宜しいか	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	該当箇所					タイトル	質問	回答
			項 ↓基本協定書(案)、事業契約書(案) 条 項							
117	基本協定書(案)	2	-	4	1			株式の譲渡等	事業予定者の株式への担保権の設定は市の事前の書面による承諾が必要とされていますが、金融機関からプロジェクト・ファイナンスを調達する場合、事業予定者の株式について担保提供することが一般的という理解です。このように事業予定者がプロジェクト・ファイナンスを調達する場合には、かかる承諾は不合理に拒絶、留保又は遅延されない理解でよろしいでしょうか。また、かかる理解でよい場合、基本協定上も「市は、かかる承諾を不合理に拒絶、留保又は遅延しない。」旨ご追記いただきたく存じます。	原案のとおりとします。ただし、市の承諾の判断については、具体的な状況のもとで合理的に行われるもののご理解ください。
118	基本協定書(案)	2	-	5	1			業務委託、請負	その他の業務の受託者が「構成員」に限定されておりますが、協力企業が業務を請け負う場合もあるかと存じますので、⑤は「その他の業務を各構成員等のうちのいずれかに、それぞれ委託し又は請け負わせるとともに、」に修正をお願いいたします。	ご指摘を受けて、第5条第1項の⑤は、「その他の業務を各構成員等のうちのいずれかに、それぞれ委託し又は請け負わせるとともに、」に修正します。
119	基本協定書(案)	2	-	5	2			業務委託、請負	事業予定者と各社は、「事業契約の締結日以降30日以内」に業務委託契約書等を締結することになっておりますが、契約交渉、締結手続き、それに伴う各社の内部手続き等がございますので、「事業契約の締結日以降60日以内」に修正をお願いいたします。	原案のとおりとします。
120	基本協定書(案)	3	-	6	1			各構成員等の連帯責任及び代表企業の責任	代表企業が連帯責任を負う内容の規定は、代表企業の責任が重すぎ、また、第6条第3項に基づき各業務を担当する企業がその担当範囲で連帯責任を追究ことで足りるものと考えられますので、第6条第1項は削除をご検討いただきたく存じます。	PFI事業において、業務の実施を確実にするために代表企業が連帯責任を負うことは、特段に不合理ではないと認められるため、原案のとおりとします。
121	基本協定書(案)	3	-	6	4			各構成員等の連帯責任及び代表企業の責任	設計企業や施工企業が複数存在する場合に、他の設計企業や施工企業の業務範囲についても連帯責任を負う建付けとなっておりますが、自己が担当していない設計・施工業務等について連帯責任を負うことは過剰かと存じますので、あくまで自己が担当する範囲について事業予定者と連帯責任を負う建付けへの修正をご検討いただきたく存じます。	PFI事業において、業務の実施を確実にするために、設計企業や施工企業が複数存在する場合、他の設計企業や施工企業の業務範囲について連帯責任を負うことは、特段に不合理ではないと認められるため、原案のとおりとします。
122	基本協定書(案)	3	-	6	5			各構成員等の連帯責任及び代表企業の責任	「別途、各構成員等の連帯責任を定める規定を排除するものではない」とあるが、例えば維持管理を実施する3社のうち、2社は連帯責任を負うが、1社は自社担当のみ責任を負うという契約でも問題ないか。そうではなく、4項のとおり、3社で必ず連帯責任を負う必要があるのでしょうか。	質問の例の場合は、第6条第4項が適用され、自社担当分として維持管理業務を実施した1社が市に対して負担する債務につき、残りの2社は、それぞれ当該1社と連帯して保証する責任を負うこととなります。
123	基本協定書(案)	8	-	11	1	(4)		契約期間中のその他の義務	第11条第4号に、「事業予定者は、前条第1項各号の内容に反することとなる定款の変更をしてはならないほか、設立時に定めた定款を変更しないこと。」とあります。基本協定書第10条第1項各号に定める内容に反するような定款変更を行わないことは承知いたしました。その他の部分についてはその後の法令変更への対応等、実務的に必要となる定款変更について、実務上の負担軽減等をご配慮いただければと存じます。つきましては、同号につき「事業者予定者は、前条第1項各号に定める内容に反するような定款変更を行わないこと。」に修正のご検討をお願いいたします。	原案のとおりとします。事業予定者が行う定款変更が、質問にあるような法令変更への対応等実務的に必要となる定款変更であるかどうかを判断する機会を確保するために、第11条柱書で「但し、市の書面による事前の承諾を得た場合は、この限りではない。」と規定しています。
124	事業契約書(案)	6	2	3	3			公共性及び民間事業の趣旨の尊重、協力義務	「…甲が必要とする事項について、乙の費用負担にて、協力するものとする。」の部分について、甲が必要とする事項全てについて協力をお約束することは、SPCにとって過度な負担となるため、以下のとおり「実務上合理的な範囲で」との限定をお願いいたします。 「…甲が必要とする事項について、乙の費用負担にて、”実務上合理的な範囲で”協力するものとする。」	「…甲が必要とする事項について、乙の費用負担にて、合理的な範囲で協力するものとする。」に修正します。ただし、要求水準書P21「サ 交付金申請手続きの支援」として求める業務については、必ず実施してください。

No	資料名	該当箇所						タイトル	質問	回答
		頁	項 ↓基本協定書(案)、事業契約書(案) 条 項							
125	事業契約書(案)	7	2	5	3			本事業遂行の指針	第5条第3項なお書きに「同一順位の書類間に内容の相違がある場合には、甲の選択に従うものとする。ただし、上記(5)の提案書類内で内容相違がある場合については、甲は事前に乙と協議したうえで判断するものとする。」という記載がありますが、貴市と事業者で協議する以上、その解釈についても両者によって決定することとさせていただきますでしょうか。つきましては、当該文言につき「同一順位の書類間に内容の相違がある場合には、甲と乙との間において協議の上、かかる内容に関する事項を決定する。」と修正いただけますでしょうか。	原案のとおりとします。事業提案書類間における内容に相違がある場合は、事前に乙との協議をしたうえでの判断としています。
126	事業契約書(案)	7	2	5	3			本事業遂行の指針	(5)以外の同一順位の書類間に内容の相違がある場合について、甲が一方的に選択できる建付けは甲のみを一方的に有利にするものですので、(5)同様、なお書き部分を「甲と乙との間において協議の上、かかる内容に関する事項を決定する。」とご修正いただけますでしょうか。	原案のとおりとします。
127	事業契約書(案)	7	2	6	2			事業実施場所	事業実施場所の変更の必要が生じた場合、甲の指示に従い事業実施場所の変更がなされる旨の規定がございますが、この場合サービス対価を調整する必要がある場面があり得るかと存じますので、第4条第2項同様、サービス対価調整のメカニズムを設けるようお願いいたします。	原案のとおりとします。第6条第2項は、事業実施場所の変更について規定していますが、かかる場合、必然的に、対象校若しくは対象室又は空調設備等について変更が生じることとなり、第4条第2項及びその引用する第71条が適用されることとなります。なお、学校単位で本事業の対象に追加又は除外を行うことは想定していませんが、仮に生じた場合は、個別に協議を行います。
128	事業契約書(案)	8	2	10	1			乙が第三者に与えた損害	第10条第1項において第三者に損害が生じた場合について定められておりますが、貴市その他の者に帰責事由があり、事業者には帰責性がない場合もあり得るかと存じますので、「乙が本事業を行うにつき、第三者に損害が生じ、乙が当該第三者に損害賠償義務を負う場合には、乙は当該損害を賠償しなければならない。ただし、当該損害のうち、甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲がこれを負担する。」とご修正いただけますでしょうか。	原案のとおりとします。本市の帰責事由により第三者に損害が発生した場合は、そもそも「本件契約に基づき乙の負担すべき損害」に該当せず、また、本市や事業者以外の者の帰責事由により第三者に損害が発生した場合もやはり、特別な規定のない限り、「本件契約に基づき乙の負担すべき損害」に該当せず、法令に従うこととなります。
129	事業契約書(案)	9	3	12	1	(1)		契約保証金等	契約保証金の額は当該事業年度施工分及び翌事業年度施工分の設備整備費相当額の合計額の10%相当額以上とございますが、税込の整備費の10%という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
130	事業契約書(案)	9	3	12	1	(2)		契約保証金等	各事業年度の維持管理費相当額の10%相当額以上の金額とございますが、税込の維持管理費の10%という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
131	事業契約書(案)	9	3	12	1			契約保証金等	第1項各号は、それぞれ税込サービス対価の合計額の10%相当額以上という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
132	事業契約書(案)	10	3	12	5	(2)		契約保証金等	施工に係る契約保証金について、第12条第1項(1)においては、当該事業年度施工分及び翌事業年度施工分の設備整備費相当額の10%以上とされておりますが、第76条第5項の違約金支払債務は解除の対象となった事業実施場所に関する設計・施工等のサービス対価の10%とされております。厳密には双方の金額は異なるかと存じますので、どちらかに統一いただけますでしょうか。	原案のとおりとします。契約保証金と違約金の額は必ずしも一致させる必要はありません。
133	事業契約書(案)	11	3	12	6	(2)		契約保証金等	維持管理に係る契約保証金については、第12条第1項(2)においては、各事業年度の維持管理費相当額の10%以上とされておりますが、第76条第3項及び第4項の違約金支払債務は当該年度の維持管理のサービス対価の10%とされております。SPC運営費が含まれるか等曖昧なため、どちらかに統一いただけますでしょうか。	原案のとおりとします。なお、第1条第11号の定義のとおり、「維持管理のサービス対価」は、「維持管理費相当額」と同義です。

No	資料名	該当箇所						タイトル	質問	回答
		頁	項 ↓基本協定書(案)、事業契約書(案) 条 項							
134	事業契約書(案)	11	3	12	7			契約保証金等	維持管理業務期間における契約保証金納付の場合、ある事業年度において、履行保証保険の付保等に変更することは可能でしょうか。また、履行保証保険付保の場合、ある事業年度において、契約保証金の納付等に変更することは可能でしょうか。	間断なく付保又は納付されている状況を継続できるのであれば、ご質問のような変更も可能です。
135	事業契約書(案)	11	3	12	8			契約保証金等	貴市は、履行保証保険の受領済保険金等を、「違約金及び損害金に充当できる」と規定されておりますが、貴市が受領した保険金等について、違約金及び損害金に充当しないことも選択可能なように解釈できるため、これらについては、「充当できる」ではなく、「充当する」建付けにご修正をお願いいたします。	原案のとおりとします。当該充当は本市の義務ではなく、あくまでも本市が任意の判断により行うものです。
136	事業契約書(案)	11	3	12	8			契約保証金等	事業者は、充当の通知を受けた日から7日以内に、保証金又は有価証券の換価金等を、補填することとされていますが、資金調達の時間が必要になる可能性があるため、「30日以内」と修正いただけますでしょうか。	原案のとおりとします。填補いただくのは、第1項の規定に達する額までの契約保証金又は有価証券等になりますが、違約金や市の損害金の担保については、速やかな充当が行われる必要があります。
137	事業契約書(案)	11	3	12	6			契約保証金等について	契約保証金について、履行保証保険提出にて対応する場合、前年度にすでに提出している保険証券の提出は不要であり、翌事業年度分の保険証券を追加で提出をする形でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
138	事業契約書(案)	12	4	13	4			事前調査	事前調査を行った結果、事業実施場所が整備対象設備の施工に支障を来す状態にある場合には、貴市と事業者が協議し、協議の結果として甲が承諾した場合に、乙に発生した追加費用のうち、合理的な費用を貴市がご負担する形となっておりますが、かかる承諾は不合理に、留保、遅延、拒絶等されないという理解でよろしいでしょうか。その場合、その旨本項において明確化いただきたく存じます。また、本項に限られず、貴市の承諾等が必要なものについて、当該承諾等は不合理に、留保、遅延、拒絶等されないという理解でよろしいでしょうか。	原案のとおりとします。なお、本市の承諾等の判断については、具体的な状況のもとで合理的に行われるものとご理解ください。
139	事業契約書(案)	14	4	20				設計の完了	2ヶ年に渡り施工が予定されている学校の設計業務については、施工初年度までに2ヶ年分の設計を完了(図面内で1期、2期工事区分が分かるよう図示)するものとし、設計及び設計承認行為は初年度のみと考えて宜しいでしょうか。	施工年度が2箇年にわたる対象校の設計業務では、当該対象校の設計を最初の施工年度の前年度中に完了させてください。ただし、当該対象校の2箇年目の施工年度の前年度までに変更が生じた場合、事業者は変更に対応することとします。
140	事業契約書(案)	16	5	23				整備対象設備の施工に関する基本方針	「また、今後の学校の再編整備を十分考慮のうえ、別紙4「2」「(1)」に定める施工計画書及び予定工程表を作成しなければならない。」という記載がありますが、今後の学校の再編整備を考慮した施行計画書及び予定工程表の作成にあたっては、貴市の情報提供・協力が必要不可欠と存じますので、本条末尾に、「また、甲は、乙が請求した場合、学校の再編整備に関して乙が必要とする情報を速やかに開示し、施行計画書及び予定工程表の作成において、甲は、別途工事との調整等合理的に必要な協力を行う。」との追記をお願いいたします。	事業契約書に「また、甲は、乙が請求した場合、学校の再編整備に関して乙が必要とする情報を可能な範囲で速やかに開示し、施工計画書及び予定工程表の作成において、甲は、別途工事との調整等合理的に必要な協力を行う。」と追記します。なお、現時点では、対象校の再編(統廃合)は予定していません。

No	資料名	該当箇所						タイトル	質問	回答
		頁	↓基本協定書(案)、事業契約書(案) 条 項							
141	事業契約書(案)	16	5	23				整備対象設備の施工に関する基本方針	「甲は、学校再編整備に応じて、乙に対し、別紙4「2」「(1)」に定める施行計画書及び予定工程表の変更を指示することができ、乙はこれに応じなければならない。」という記載がありますが、工期の変更を伴うものは事業者側への影響が大きいため、第38条第1項に従って、市と事業者の協議によって決定することとさせていただきますでしょうか。つきましては、当該文言につき、「甲は、学校再編整備に応じて、乙に対し、別紙4「2」「(1)」に定める施行計画書及び予定工程表の変更を指示することができ、乙はこれに応じなければならないが、工期の変更を伴うものについては、第38条第1項及び第3項を準用する。」とご修正いただけますでしょうか。	原案のとおりとします。ただし、学校再編整備に応じ、別紙4「2」「(1)」に定める施工計画書及び予定工程表の変更を指示をする前提として、本市は質問No.140の回答に記載した対象校の再編整備に関する情報の開示、別途工事との調整等合理的に必要な協力を行うものとします。
142	事業契約書(案)	17	5	25				整備対象設備の施工	「甲が、建物内に隠ぺいされた既存冷媒配管の再使用を許容した場合において、これに起因して機器の故障や性能劣化が生じた場合や所定の能力が出なかったことが明らかな場合はこの限りでなく」とありますが、隠蔽されているダクト、ドレン配管、電気配線についても同様の措置と考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
143	事業契約書(案)	17	5	25				整備対象設備の施工	「甲が、建物内に隠ぺいされた既存冷媒配管の再使用を許容した場合において、これに起因して機器の故障や性能劣化が生じた場合や所定の能力が出なかったことが明らかな場合はこの限りでなく、」とありますが、露出部分での劣化が見られなかった場合、隠蔽部分起因による不具合と判断してよいか。	既存冷媒配管に関して露出部分での劣化が見られないことが、直ちに隠蔽部分起因による不具合を意味するものではなく、あくまでも機器の故障や性能劣化が生じた場合や所定の能力が出ないという不具合が、建物内に隠ぺいされた既存冷媒配管に起因することが明らかな場合、と理解ください。
144	事業契約書(案)	18	5	29	1			事業実施場所の管理等	「設備等」には電気、水道等が含まれる理解でよろしいでしょうか。また、本項に基づく承諾は、不合理に、留保、遅延、拒絶等されないという理解でよろしいでしょうか。その場合、その旨本項において明確化いただきたく存じます。	本条項の規定は、電気、水道等は含みません。電気、水道等については、要求水準書P18「3(3)ア 一般的要件」に記載のとおり、本市及び学校に確認のうえ、無償で使用することができます。また、本市の承諾等の判断については、具体的な状況のもとで合理的に行われるものとご理解ください。
145	事業契約書(案)	20	5	34				アスベストの処理等	「乙は、整備対象設備の施工に当たり、事業実施場所においてアスベストが存在することが判明した場合、自己の費用と責任において、…等の関係する法令及び条例等に従い工事を実施する」との記載がございますが、事業実施場所に既に存在するアスベストへの対応に伴う費用は、貴市で費用負担をいただくことをご検討いただけますでしょうか。他の空調PFI案件などでは、レベル1及びレベル2のアスベストについては、公共側で追加費用を負担いただいている例もある理解です。	原案のとおりとします。なお、作業レベル1及び2のアスベストについては、存在することは想定していませんが、仮に存在した場合は、対応について個別に協議します。
146	事業契約書(案)	22	5	37	1,2			完成確認	第28条第5項の規定を踏まえすと、貴市による完成確認と完成確認書の交付は、学校単位で実施されるとの理解でよろしいでしょうか。そうであれば、その旨を第37条でも明記するようお願いいたします。	原案のとおりとします。基本的には学校単位となりますが、学校によって施工年度が2箇年に分かれる場合もあり、その場合は、学校単位かつ施工年度単位となります。
147	事業契約書(案)	23	5	39				工期又は供用開始時期の延長変更による費用等の負担及び違約金	「当該延長変更に伴って乙に生じた追加費用又は損害は合理的な範囲内において甲が負担するものとし」とありますが、合理的な範囲とは具体的にどのようなものなのでしょうか？	合理的な範囲とは、当該延長変更があれば通常一般に生じるであろう費用又は損害を意味しますが、延長変更の具体的な状況に応じて合理的な範囲か否かを判断していくことになります。
148	事業契約書(案)	26	5	41				工事の一時中止	「甲は、必要があると認める場合、その理由を乙に通知したうえで、整備対象設備の施工の全部又は一部を一時中止させることができる。」とありますが、必要があると認める場合とは具体的にどのような状況でしょうか？	事業実施場所において、現時点で想定されていない緊急工事が必要となった場合や整備対象設備の施工状況が人命等の安全確保の観点から問題があると認められる場合等、整備対象設備の施工の全部又は一部を一時中止させる必要がある状況です。

No	資料名	該当箇所							タイトル	質問	回答
		頁	項								
			↓基本協定書(案)、事業契約書(案) 条 項								
149	事業契約書(案)	28	5	44	1				工事による不具合の補修責任	こちらは成果物以外のものに不具合が生じた場合の規定という理解ですが、移設に係る更新対象外設備、事業実施場所、事業実施場所に設置されている整備対象設備以外の設備等又は学校の建物等が既に相当経年劣化しているケースなどにおいては、整備対象設備の施工により、不可避免的に不具合が発生するおそれが否定できません。そのため、本項の責任はあくまで、事業者の故意又は過失が認められる場合に限定をお願いいたします。	原案のとおりとします。整備対象設備の施工は、移設に係る更新対象外設備、事業実施場所、事業実施場所に設置されている整備対象設備以外の設備等又は学校の建物等に不具合が生じさせないように行う、又は一般的な工事にあたって生じることが見込まれる軽微な不具合については事業者で対応してください。
150	事業契約書(案)	28	5	44	2				工事による不具合の補修責任	「構造耐力上主要な部分」について責任期間が10年とされておりますが、そもそも本項は成果物以外を対象とした不具合の発生の規定ですので、「構造耐力上主要な部分」について責任期間を長期にする理由はない理解ですので、削除をお願いいたします。	原案のとおりとします。構造耐力上主要な部分に不具合が生じた場合には、施設の安全性や耐久性にかかわる重大な問題であることから、他の部分よりも責任期間を長期にしておく必要性があります。
151	事業契約書(案)	28	5	44	2				工事による不具合の補修責任	「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める耐用年数が10年を超える資産について、責任期間が当該資産の供用開始日から10年を経過する日が責任期間となり得ますが、本項に基づく責任期間が上記耐用年数をカバーしなければならない理由をご教示ください。減価償却資産の耐用年数を理由に責任期間が長期化される合理的な理由はないように思われますので、こちらは削除をお願いいたします。	原案のとおりとします。「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める耐用年数が10年を超える資産については、本来、その期間は通常使用できたと認められることから、その間に、整備対象設備の施工に起因して当該資産に不具合が生じた場合は、少なくとも当該資産の供用開始日から10年を経過する日までは責任を負担してもらう必要があります。
152	事業契約書(案)	28	5	44					工事による不具合の補修責任	「ただし、当該き損又は不具合が甲又は教職員、生徒、保護者その他の学校の使用者の責めに帰すべき事由により発生したものである場合には」とありますが、学校使用者の責めに帰すべき事由とどのように判断するのでしょうか？	具体的なき損又は不具合の状況を踏まえて、客観的・合理的に判断します。
153	事業契約書(案)	30	7	49					空調機の維持管理に関する基本方針	「本章に規定する空調設備等の維持管理業務及びこれに付随する業務を実施するに当たっては、その時期及び実施方法等について、」とあるが、提案書での提案ベースでの契約となるのか？	個別の事情に応じて判断します。
154	事業契約書(案)	33	7	56	4	1			新設等設備の修繕及び代替品の調達等	「甲の責めに帰すべき事由」には、教職員、児童生徒、保護者その他の学校等の使用者の責めに帰すべき事由が含まれる理解でよろしいでしょうか。その場合、その旨本号において明確化いただきたく存じます。	原案のとおりとします。なお、該当箇所の甲の責めに帰すべき事由には学校の通常利用者によるものも含まれます(実施方針におけるリスク分担表「※6」をご参照ください)。
155	事業契約書(案)	33	7	56					第56条 新設等設備の修繕及び代替品の調達等	「空調設備等の故障等の連絡を受けたときは、直ちに(遅くとも連絡を受けた日の翌営業日までに)故障箇所等の調査を実施し、原因を特定する。」とあるが、故障箇所等の調査を翌営業日までに実施する認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。調査に関しては翌営業日までに実施いただき、その後速やかに原因を特定されることを想定しています。
156	事業契約書(案)	38	10	73	2				維持管理サービス対価の支払方法	維持管理のサービス対価を支払いを受けるに当たり、半期報告書の提出、モニタリング結果通知、請求書発行の業務手順になり、甲は受領後30日以内に支払うスケジュールの認識ですので、維持管理費用のサービス対価については、事業完了後約50日前後の入金になるかと考えられます。設計施工サービス対価の支払予定とずれが生じる形となりますが、特定目的会社への入金についてはそれぞれ別日になる認識でよいでしょうか？	ご理解のとおりです。
157	事業契約書(案)	43	11	76	5	(1)		ア	甲による契約解除	解除の時点で業務が完了していると合理的に認められる設計費やSPC設立費用についても、引渡し済みの新設等設備等と同様にお支払いいただけるという認識でよろしいでしょうか。	本条に基づく解除時のサービス対価の支払いは、当該条項及び支払スケジュールに従い、解除時点で支払われるべき対価が支払い対象となり、そこに含まれるSPC設立費相当額や設計業務費用相当額は支払い対象となりますが、仮に含まれない部分があるとすれば、対象外となります。なお、設計業務費相当額は、引渡しの完了した対象校のものが支払い対象となります。
158	事業契約書(案)	43	11	76	5	(1)		イ ①	甲による契約解除	解除の時点で引渡し未了の設備については当該事業実施場所を全て原状回復したうえで返還とございますが、引渡しが完了していても、設置が完了又は工事が進んでいる設備については、貴市により出来形部分を買取りいただけますでしょうか。	原案のとおりとします。ただし、質問のような場合は、本市において、第76条第6項の適用の可否を判断することとなります。

No	資料名	該当箇所						タイトル	質問	回答
		頁	項 ↓基本協定書(案)、事業契約書(案) 条 項							
159	事業契約書(案)	44	11	76	7			甲による契約解除	第79条各項に基づき事業者が負担する違約金支払債務に関して、市が履行保証保険に基づく保険金を受領している場合には、それが充当されるべきかと存じます。現状の第79条第7項においては、「第12条に基づく契約保証金又は担保」を「充当することができる」と定めるに留まりますので、貴市がかかる履行保証保険に基づく権利を行使する義務を負い、保険金が先に違約金に充当されることを明確に規定してください。つきましては本項については以下のように修正してください。「甲は、本条に基づき乙が甲に対して支払うべき違約金の全部又は一部に、乙が甲に差し入れている第12条の契約保証金又は担保を先に充当するものとする。第12条第5条又は第6項に基づき契約保証金の納付に代えて履行保証保険に加入している場合には、甲はかかる履行保証保険に基づく権利を先に行使し、違約金に充当するものとする。」	原案のとおりとします。質問に記載の「第79条」は「第76条」の誤記と存じますが、当該充当は本市の義務ではなく、あくまでも本市が任意の判断により行うものです。
160	事業契約書(案)	46	11	77	5	(3)		独占禁止法違反等を理由とする甲による契約解除	「第76条第5項(第1号アにおいて準用される同条第4項第1号ア③及び第1号イ③を除く。)」との記載がございますが、本条に基づく解除に伴う違約金は本条第6項及び第7項に規定されており、第76条第5項の違約金に係る規定は除外すべきと存じますので、「第76条第5項第1号ア(第1号アにおいて準用される同条第4項第1号ア③及び第1号イ④を除く。)、同号イ①及び②並びに第2号」への修正をご検討ください。	ご意見を受けて、「第76条第5項第1号ア(第1号アにおいて準用される同条第4項第1号ア③及び第1号イ④を除く。)、同号イ①及び②並びに第2号」に修正いたします。
161	事業契約書(案)	48	11	78	3	(1)	ウ	乙による契約解除	「甲は、乙に対し、本件契約の全部解除により乙が被った損害を合理的な範囲内において賠償する」とございますが、「合理的な範囲内」とは相当因果関係の範囲内という趣旨でよろしいでしょうか。その他同様の表現の箇所について同様です。	相当因果関係が認められ、かつ、合理的な範囲内の損害について賠償の対象と想定しています。
162	事業契約書(案)	50	11	78	4	(1)	イ	② 乙による契約解除	誤記と思われるので、但書について、「ただし、更新対象外設備に関しては乙の責めに帰すべき事由により移設前の性能が維持されなくなったものに限る。」への修正をご検討ください。	ご理解のとおりです。事業契約書(案)を「ただし、更新対象外設備に関しては乙の責めに帰すべき事由により移設前の性能が維持されなくなったものに限る。」と修正します。
163	事業契約書(案)	54	11	81	6			不可抗力事由に基づく解除	第81条第6項に定める不可抗力事由に基づく事業契約の解除時における原状回復費用については、事業者のみが負担するのではなく、別紙14に規定する負担割合に従って貴市と事業者がそれぞれ負担するという点でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
164	事業契約書(案)	56	12					不可抗力事由又は法令改正等による契約内容の変更等	不可抗力には地震や台風、洪水などの自然災害は含まれますか？	不可抗力事由については、第1条第35号のとおりであり、地震や台風、洪水などの自然災害も含まれ得ることになります。
165	事業契約書(案)	58	13	92	2			契約上の地位等の譲渡	実務上の負担軽減にご配慮いただきたく、代表者及び役員の変更は通知とさせていただきますでしょうか。つきましては、第2項について、「乙は、甲に事前に書面で承諾を得なければ、乙の組織又は株主等の変更又は合併その他乙の法人としての実体に変更を及ぼすような行為を一切してはならない。また、乙は、乙の代表者又は役員に変更があった場合、直ちに甲に通知するものとする。」への修正をご検討ください。	原案のとおりとします。
166	事業契約書(案)別紙9	86	5	(2)	③			室外機のエネルギー消費性能	室外機のエネルギー消費性能において、安全率(15%)の根拠を教えてください。	先行事例等を踏まえ、総合的な判断により設定しているものです。
167	事業契約書(案)別紙9	91	6	(5)	②			モニタリングの方法及びモニタリング結果等に基づく対価の減額方法	「第73条第2項第5号」と記載されておりますが、該当する条項がございません。「第76条第2項第3号」が正かと存じますが、ご確認ください。	修正します。

No	資料名	該当箇所						タイトル	質問	回答
		頁	項 ↓基本協定書(案)、事業契約書(案) 条 項							
168	事業契約書(案)別紙10	96	1					支払金額等	契約金額は設計・施工等のサービス対価と維持管理のサービス対価に分かれますが、維持管理期間中のSPC諸経費(税理士・会計士費用等)は維持管理のサービス対価に含めるという認識でよろしいでしょうか。また、この場合、SPC諸経費は各校の料金内に便宜的に割り振るとい認識でよろしいでしょうか？	前半は、ご理解のとおりです。後半は、各校に割り振る必要はありません。
169	事業契約書(案)別紙10	96	1					支払金額等	維持管理期間中のSPC諸経費(税理士・会計士費用等)は維持管理のサービス対価に含まれ、かつ、SPC諸経費は各校の料金内に便宜的に割り振る場合で、契約の一部解除が発生した場合、各校の維持管理業務の料金内には、一部解除に伴って減少しないSPC諸経費も含まれるため、市が支払いを免れる未履行部分の維持管理のサービス対価の額は(第76条第3項第1号イなど)、本市と事業者で協議の上決定するというご理解で結構です。	維持管理のサービス対価のうち、SPC諸経費は各校の料金内に便宜的に割り振る必要はありません。市が支払いを免れる未履行部分の維持管理のサービス対価の額は(第76条第3項第1号イなど)、本市と事業者で協議の上決定するというご理解で結構です。
170	事業契約書(案)別紙11	103	2					設計・施工等のサービス対価	SPC設立費用以外の、設計業務に係る費用や弁護士費用、プロジェクトマネジメント費用等、施工業務の着手前に業務を完了する費用については、最初の引渡し分の費用として扱われるという理解でよろしいでしょうか。	設計業務費相当額については、各対象校の引渡し後の支払期に支払います。その他質問の弁護士費用、プロジェクトマネジメント費用等、設計業務費以外に施工業務着手前に生じる費用に相当する額については、設計・施工等のサービス対価の初回の支払期に支払います。
171	事業契約書(案)別紙11	103	2	(1)				サービス対価の支払い方法	設計施工のサービス対価について、各年度3月末日引渡分に関して、お支払予定が翌月末頃となっております。一方で請求を受けた日から30日以内の支払となっていることから、完成確認書発効前に請求書を発行する形になりますが、よろしいでしょうか？	支払予定日は目途として示しています。支払に係る手続きは、完成確認書を交付した後に、請求書を発行していただく流れになります。
172	事業契約書(案)別紙13	107	2					物価変動に基づく改定	維持管理のサービス対価の改定に使用する指標は、「消費税を除く企業向けサービス価格指数-建物サービス」とされており、近年の物価上昇により、維持管理に係る労務費や資材・原材料の価格も高騰していることから、本事業のサービス品質を維持し続けるためにも、保守と修繕それぞれの実態により近い指標を用いていただきたく存じます。 つきましては、保守・点検の改定指標には「企業向けサービス価格指数「建物サービス」(日本銀行調査統計局)」を、修繕の改定指標には「建設物価指数月報」:建築費指数/標準指数/事務所(建設物価調査会)/工事原価」の採用をご検討いただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
173	事業契約書(案)別紙15	110、111	1					保険について	施工期間中及び維持管理期間中の保険について、各事業年度毎に保険を付保する形でよろしいでしょうか？	複数の期間に区分されている場合であっても、全体として該当期間が網羅されていれば可とします。
174	事業契約書(案)別紙16	114	-	1				契約不適合に関する保証書	施工企業が複数存在する場合に、他の施工企業の業務範囲についても連帯責任を負う建付けとなっておりますが、自己が担当していない施工業務等について連帯責任を負うことは過剰かと存じますので、あくまで自己が担当する範囲について事業者と連帯責任を負う建付けへの修正をご検討いただきたく存じます。	原案のとおりとします。
175	事業契約書(案)別紙16	114	-	6				契約不適合に関する保証書	第101条と同じく横浜地方裁判所を管轄裁判所としていただくようお願いいたします。	事業契約書(案)を「横浜地方裁判所」と修正します。
176	その他							フィルター清掃について	フィルター清掃の際、時間短縮のために予備フィルターを用意した場合、校内(倉庫等)に予備フィルターを置かせてもらうことは、学校側との協議で可能か？	学校から許可を得た場合に限り、可能とします。